



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 2
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） 4
- 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（福祉・援護課） 7
- 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例（監査委員事務局監査課） 8

規 則

- 沖縄県立厚生園管理規則を廃止する規則（高齢者福祉介護課） 9

監査委員事項

- 沖縄県監査委員処務規程の一部を改正する告示 9
- 沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示 9

公布された条例のあらまし

- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第28号）
 - 1 温泉法の一部が改正されることに伴い、可燃性天然ガスの濃度の確認の申請に係る手数料等の徴収根拠を定めるとともに、土地掘削許可申請手数料及びゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料の額を改めることとした。（別表第3関係）
 - 2 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。ただし、3については、同年8月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 改正後の温泉法第14条の5第1項の規定の例による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査に係る手数料について定めることとした。（附則第2項）
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）
 - 1 沖縄県税条例の一部改正<第1条関係>
 - (1) 不動産取得税について、農林漁業金融公庫等が株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴う規定の整備を行うこととした。（第63条関係）
 - (2) 法人の事業税について、地方法人特別税が創設されたことに伴う税率の特例措置を設けることとした。（附則第44項関係）
 - 2 沖縄県税条例の一部改正<第2条関係>
 - (1) 個人の県民税の所得割について、寄附金控除制度の改正に伴う規定の整備を行うこととした。（第21条、第23条の2から第24条の2まで及び第28条関係）
 - (2) 個人の県民税の配当割について、特別徴収義務者に上場株式等の配当等の支払を取り扱う者を追加することとした。（第45条の13関係）
 - (3) 個人の県民税の配当割及び株式等譲渡所得割の税率の特例措置を廃止することとした。（第18条及び附則第38項から第40項まで関係）
 - 3 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。ただし、2(3)については平成21年1月1日から、2(1)については平成21年4月1日から、2(2)については平成22年1月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 個人の県民税について、必要な経過措置を設けることとした。（附則第2項から第6項まで）
- 沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 沖縄県立首里厚生園に関する規定を削ることとした。(第3条及び第10条から第14条まで関係)
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第31号)

- 1 次に掲げる審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に知事に提出しなければならない旨を定めることとした。(第7条関係)
 - (1) 地方自治法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査
 - (2) 地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査
 - (3) 地方公営企業法第30条第2項の規定による決算及び証書類等の審査
 - (4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査
 - (5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第28号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例(昭和47年沖縄県条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第3 土地掘削許可申請手数料の項中「120,000円」を「125,000円」に改め、同表土地掘削許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料の項の次に次のように加える。

掘削施設等の変更許可申請手数料	温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設の位置、構造若しくは設備又は掘削の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	1件につき24,000円
-----------------	--	--------------

別表第3 ゆう 出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料の項中「110,000円」を「115,

000円」に改め、同表ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料の項中「第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項の次に次のように加える。

ゆう出路増掘施設等の変更許可申請手数料	温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設の位置、構造若しくは設備又は増掘の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	1件につき24,000円
温泉採取許可申請手数料	温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請に対する審査	1件につき35,000円
温泉採取許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	1件につき7,400円
可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	1件につき7,400円
温泉採取施設等の変更許可申請手数料	温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更の許可の申請に対する審査	1件につき24,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に係る手数料の徴収)

2 平成20年8月1日から同年9月30日までの間において、温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第6条の規定により同法による改正後の温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の規定の例による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査については、1件につき7,400円の手数料を徴収する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第29号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

第1条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第63条第6項中「農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)第18条第1項若しくは第18条の2第1項(第1号に係る部分に限る。)、」を「株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1第8号若しくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは」に改める。

附則第41項から附則第45項までを削る。

附則第46項中「附則第48項」を「附則第43項」に改め、同項を附則第41項とする。

附則第47項中「附則第46項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第42項とする。

附則第48項中「附則第46項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第43項とする。

附則に次の1項を加える。

44 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第49条及び附則第5項の規定の適用については、第49条第1項第1号ウの表中「100分の

3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、附則第5項中「第49条第1項第2号」とあるのは「附則第44項の規定により読み替えられた第49条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第8号中「及び附則第39項」を削る。

第21条中「、寄附金控除額」を削る。

第23条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に同条第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この条において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第24条中「前2条」を「前3条」に改める。

第24条の2中「前3条」を「第22条から前条まで」に改める。

第28条第1項ただし書中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の

控除」の次に「若しくは第23条の2の規定によつて控除すべき金額（次項において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第2項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第45条の13第1項中「国外特定配当等」の次に「又は法第71条の31第1項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）」を加え、同条第2項中「国外特定配当等」の次に「又は上場株式等の配当等」を加える。

附則第38項から附則第40項までを削る。

附則第41項中「附則第43項」を「附則第40項」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第42項中「第24条の2」を「第24条及び第24条の2」に、「同条」を「第24条」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「附則第41項」を「附則第38項」に、「とする」を「と、第24条の2中「第22条から前条まで」とあるのは「第22条から前条まで及び附則第38項」とする」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第43項中「附則第41項」を「附則第38項」に改め、同項を附則第40項とする。

附則第44項中「附則第44項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第41項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定（第63条第6項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定を除く。）及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第2条中第18条の改正規定、附則第38項から附則第40項までを削る改正規定、附則第41項の改正規定、同項を附則第38項とする改正規定、附則第42項の改正規定（「附則第41項」を「附則第38項」に改める部分に限る。）、同項を附則第39項とする改正規定、附則第43項の改正規定、同項を附則第40項とする改正規定、附則第44項の改正規定及び同項を附則第41項とする改正規定並びに附則第3項から附則第5項までの規定 平成21年1月1日
 - (3) 第2条中第21条の改正規定、第23条の次に1条を加える改正規定、第24条、第24条の2並びに第28条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第42項の改正規定（「附則

第41項」を「附則第38項」に改める部分を除く。)並びに附則第6項の規定 平成21年4月1日

(4) 第2条中第45条の13の改正規定 平成22年1月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 平成21年1月1日前に支払を受けるべき第2条の規定による改正前の沖縄県税条例附則第38項に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る第2条の規定による改正後の沖縄県税条例(以下「新条例」という。)第45条の11の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

5 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第45条の19第2項に規定する対象譲渡等に係る新条例第45条の17及び第45条の19第3項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

6 新条例第23条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同条に規定する法第37条の2第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第30号

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年沖縄県条例第14号)の一

部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条から第14条までを削り、第15条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第31号

沖縄県監査委員条例の一部を改正する条例

沖縄県監査委員条例（昭和47年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中「あつた」を「あった」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に改める。

第7条を次のように改める。

（審査の期間）

第7条 次に掲げる審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査
- (2) 法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査
- (3) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定による決算及び証書類等の審査
- (4) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査
- (5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査

第8条中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

沖縄県立厚生園管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年7月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第50号

沖縄県立厚生園管理規則を廃止する規則

沖縄県立厚生園管理規則（平成12年沖縄県規則第89号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員告示第2号

沖縄県監査委員処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年7月28日

沖縄県代表監査委員 太 田 守 胤

沖縄県監査委員処務規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員処務規程（昭和60年沖縄県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「及び基金の運用状況審査」を「、基金運用状況審査、健全化判断比率審査及び資金不足比率審査」に改める。

附 則

この告示は、平成20年7月28日から施行する。

沖縄県監査委員告示第3号

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年7月28日

沖縄県代表監査委員 太 田 守 胤

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県監査委員事務局の組織等に関する規程（平成18年沖縄県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

附 則

この告示は、平成20年7月28日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円